

令和6年第4回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月27日（月）午後1時30分～午後3時35分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員（12人） 農地利用最適化推進委員（6人）

会長 10番 黒沢 裕幸

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子
5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行
9番 町田 考子 11番 新井 正志 12番 守屋 善雄
13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員
強矢 福司 黒澤 八重子 強矢 武夫
入澤 節子 市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 （1人） 会長職務代理 1番 吉田 恭寛
農地利用最適化推進委員 （2人） 黒澤 忠弘 千島 政次

* 11番 新井 正志委員は14時10分に退出

* 8番につきましては、辞任により欠番

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 田嶋 明弘
戸田 恭平

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第6号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について（1件）

日程第3 議案第18号
農地法第5条の規定による許可申請の審議について (1件)

報 告

(1) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年11月申請分について (6件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので只今より令和6年第4回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日は農業委員の1番 吉田恭寛さん、農地利用最適化推進委員の黒澤忠弘さんから欠席の連絡をいただいています。千島政次さんも欠席となります。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>こんにちは。皆さんにおかれましては何かと農業が忙しくなって、朝の4時ころから明るいので農作業を行っているわけですが、眠くなる昼休みの時間にお集まりいただきましてありがとうございます。6月の7日ころから梅雨に入るような天気予報になっています。梅雨が過ぎると今年は暑いという話もありますので、計画的に進めて行ければ良いと思っています。健康に気を付けて、水分を取りながら頑張って行きましょう。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となっていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、しばらくの間、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員</p> <p>指名につきましては私から御指名をさせていただきます。今回は13番 田嶋敏男委員さん、14番 横口わかな委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第2 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(1件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明の前に、配布資料の記載内容に誤りがございました。申し訳ありません。一部訂正をお願いいたします。</p> <p>1枚議案をおめくりいただきまして、議案第7号の番号2及び番号4の備考欄において、令和6年5月8日農振除外と記載がありますが、正しくは令和6年5月10日の誤りでした。申し訳ありません。訂正をお</p>

	<p>願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について審議された い。令和6年5月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 請受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとお りです。</p> <p>申請地は、畠 3筆 面積 計〇〇〇m² 事由：当該地を貸借し、野 菜や穀物の栽培をしたいとなっております。</p> <p>請受人は、他に農地を所有しておりませんが、農作業歴1年、農業技 術修学歴1年、JA ちちぶウィークエンド農業塾通学中となっておりま す。年間を通じて農作業に150日従事し、さつまいも、里芋、落花生の 栽培をする計画となっております。増島推進委員さんのご紹介になります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の1枚目 が位置図になります。</p> <p>こちらは、〇〇〇さんの北東〇〇〇メートルほどの位置となります。</p> <p>以上、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
入澤節子 推進委員	<p>お世話になります。先日21日に私と農業委員の高岸さん、事務局の 田嶋さん、戸田さんの4人で行きました。</p> <p>ここは、現在住んでいる家があって、その左右の土地を借りたよう です。片方は少し農産物が作ってありましたが、もう片方は木が覆い茂っ ていたり、草が生えている状況でした。場所としては大変良い所だと思 いました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。現地確認の報告をしていただきました。御 質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
増島敏雄 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。

増島敏雄 推進委員	<p>この件につきまして、譲受人の方の説明をさせていただきます。</p> <p>譲受人の方は、栗原静男委員さんにお世話ををしていただいて○○から○○○地区に移住してきた方です。農業をしたいということで、農地を確保したいとの相談を受けまして、私と他の移住者で一緒に候補地の選定をして、ふれあい農園を含め、あちらこちらの農地を見て回りました。その結果、家にも近いし、土の質も良いということでこの土地に決定しました。</p> <p>この方は、事務局からの説明にもありました、JAの行っている農業塾に通っておりまして勉強されております。また、インターネットで調べたりして、熱心に取り組んでいる方ありますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 ありがとうございました。農業委員の方々からの紹介やいろいろ皆さんに骨を折っていただいて、増島推進委員さんからも細かく説明がありました。</p> <p>他に質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>議長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのお手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（1件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>議長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>議長 続きまして、日程第3 議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」（4件）を上程いたします。</p> <p>尚、4件につきましては、番号1から番号3までと番号4を分けて審議したいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい。の声)</p>

議長 それでは、事務局より番号1、番号2、番号3の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について審議された
い。令和6年5月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸

番号1 諾受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおり
です。

申請地は、畠 2筆 面積 計〇〇〇m² 転用目的は、自己用住宅用
地です。

申請事由ですが、譲受人は現在アパートで生活しておりますが、手狭
になったため自己用住宅の新築をしたく申請に至りました。また、将来
は妻の親族の面倒が見られるよう、妻の実家近くで考えていたところ、
祖母所有の土地を借りられることとなったため、当該地にて申請がなさ
れたものです。

備考といたしましては、令和5年10月10日付で農振除外となった
土地でございます。現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の2枚目
が位置図になります。

〇〇の〇〇〇から南に約〇〇mほど離れた場所に所在する土地です。
公図(写)で青線で囲ってある隣地宅地を一体利用し、3筆にまたがり
住宅を建築する予定となっております。

次に番号2及び番号3について説明いたします。こちらは、関連した
内容であるため、まとめて説明いたします。

番号2、番号3の譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記
載のとおりです。

番号2の申請地は、畠 3筆 面積 計〇〇〇m²

番号3の申請地は、畠 1筆 面積 〇〇〇m²のうち〇〇〇m²

番号2の転用目的は、自己用住宅用地です。

番号2の申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接する住宅に父と生活
しておりますが、町道からの進入が大変なこと、子供の成長とともに手
狭になることから自己用住宅の新築をしたく申請に至りました。また、
父の所有地である当該地が住環境として最適と判断し、この土地を借り
受けて住宅の建築を計画しました。

備考といたしましては、令和6年5月10日付で農振除外となった土

	<p>地でございます。</p> <p>番号3の転用目的は、番号2で申請のあった自己用住宅の排水管埋設のための一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和7年1月末日までとなっております。現地を確認したところ、どちらも保全管理状態の農地でした。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の3枚目が番号2、4枚目が番号3の位置図となります。</p> <p>こちらは、○○○にあります○○○○○○○○○○○○○・○○○のすぐ西側に住宅がありまして、その住宅の南側に位置しています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
入澤節子 推進委員	現地確認の報告をいたします。 番号1は○○の○○のすぐ近くで大変良い所です。排水等をしっかりとされるようで特に問題は無いと思いました。 番号2、番号3については、○○○○○○○○○○○のすぐ西側に住宅がありまして、その住宅の裏で面積が広いです。現地確認を行った時に○○○○さんがいらして、少しお話をしました。場所も良くて排水のことを考えているようですので、特に問題は無いだろうと思いました。
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
	(質疑無し)
議長	御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのお手をお願いしたいと思います。 日程第3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（番号1、番号2、番号3の3件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。

	<p>それでは、先ほど申し上げましたように、番号4について審議に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号4について説明をさせていただきます。 譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。 申請地は、畠 16筆 田 12筆 計 28筆 面積 計〇〇, 〇〇〇m² 転用目的は、バイオマス発電所の建設です。現地を確認したところ、一部耕作しておりますが、ほぼ保全管理状態の農地でした。 備考といたしましては、以前より農振除外されていた1筆を除く、27筆は、令和6年5月10日付で農振除外となった土地でございます。 続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の5枚目が位置図になります。 〇〇〇から南南西方面一体となります。公図（写）で青線となっている土地は、一体利用をする土地ですが、農地ではなく原野となっております。 以上、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
入澤節子 推進委員	現地を見まして、良い所だと思いました。1人反対をしている人がいるという話を聞きましたが、広いし、大丈夫ではないかと思いました。 以上です。
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
4番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
4番委員	この件に関しまして、説明会が4月25日にありましたが、行かれた方はいらっしゃいますか。 事務局の方も含めて行かれた方はいらっしゃいますか。
(数名挙手)	

4番委員	<p>説明会に行っていないと分からぬかもしれません、農地転用として適正か否かというところで、住民から理解が全くされていないところもあって私はこれを賛成とは言えないと思いました。</p> <p>内容については、説明会で聞かないと私からは上手く説明出来ないですが、今まで出てきた太陽光パネル等の転用の案件とは全然違う話だと思います。こちらの会社は、合同会社で決めている責任のある立場の方が小鹿野町に住んでいません。</p> <p>小鹿野町に住んでいなくて、ファンド系と言って投資家の方がお金を出してくれて、○○の会社とこのバイオマス発電の会社の方がいろいろ合同でこの案件のバイオマス発電を行うという話ですが、一番の問題は、農地の転用として適正かということで、住民が本当に理解しているかです。</p> <p>例えば、ここは排水をしますが、それが汚水にならないかとも考えなければいけないことだと思います。私はその排水した水が流れるであろう川で子供たちと遊んだり、農業で野菜が取れたら洗ったりしています。私はそのような暮らしが良いと思って移住して来ているので、バイオマス発電所が出来ることによって、川の水が汚れるとなると農地の問題以上のことがあると思っていて、理解が出来ないという人の気持ちが分かります。今すぐジャッジをするのではなくて、保留にして、未来に負にならないものを残せるような農地転用かどうかを考えいかなければいけないのではないかと私は思っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	他にございますか。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	<p>今、資料を配させていただいているが、すぐに資料までの話にいかないです。質問事項として7点ほどありますので、質問させていただきたいと思います。</p> <p>1 町として企業誘致の対象になるか 企業誘致の条例がございますので、それに該当する企業かということ</p>

です。

2 資金調達計画について

この会社は資本金が〇〇万円です。〇〇万円で何億円、何十億円という事業を行おうとしているわけですが、資金調達計画で、自己資金があって残高証明が添付されているか、借り入れをする場合は融資証明が必要だと思いますが、融資証明書も添付されているか、この点で資金調達は大丈夫かということです。

3 中長期的な財政計画について

大きな事業なので、当然、中長期的な財政計画を立てていると思います。産廃施設ですと、5年間の計画を出させてているわけですが、その計画が無いと許可にならないです。中長期的な財政計画がきちんと添付されていて、それに基づいてこのバイオマス発電事業の計画が大丈夫かという判断をしていただいているかです。

4 水の問題

玉川委員さんからも意見が出ましたが、いろいろ勉強させていただくとバイオマス発電の仕組みは非常に難しいです。

まず、木を使います。木からガスを取るという手法ですが、ガスを取るというのは、炭みたいに高熱で熱してガスを出させるわけです。その時にガスと一緒に炭の粉が発生します。熱を持っていて非常に熱い炭の粉です。その炭の粉のようなものを今度は水をかけて落とします。今度は水の方も熱くなります。熱湯みたいに熱くなった水が落ちて、塵も落ちて最後に残ったガスでエンジンを回して発電機が回ると発電するという仕組みのようです。結局、温水になったその水と灰をろ過して川に流すということです。〇〇川に温度を調整して直接流すのですが、〇〇川が汚染されないかという問題があります。私は〇〇〇地区の生まれなので、川遊びには非常に最適な場所なのです。そこに熱いある程度温度がある水が流れいくことになります。

更に木が濃縮されているわけなので、福島原発で関東エリアに飛び散ったセシウムという放射性物質が、ガス化によって濃縮されている可能性があります。濃縮されて濃い放射能が流されるという問題があります。このような問題があるので、水の処理については、沈殿させてフィルターでろ過して流す、温度を下げて流す程度で専門的な検知での見解はなかったです。問題ではないかと思います。

5 騒音の問題

騒音問題については、〇〇〇地区のその場所に行って、夜、昼に音を確認しただけで、発電所から出る音を各100m単位で追って行って、

騒音が有る、無いという説明ではなくて、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇付近は静かです。事業所辺りはうるさいです。というような説明でした。騒音問題については、地域の方が安心して夜眠れるようなものが確認されていないです。その辺は事務局の方で確認していただけるかということです。

6 火災予防について

バイオマス発電所については、全国的に出来ていますが、至るところで爆発火災事故が起きています。非常に特殊な設備なので火災が起きやすいらしいです。その原因が究明されていません。原因が分からないということは対処方法も無いということです。

発電所は〇〇〇と〇〇の中間あたりに出来るということですが、懸念があります。火災予防の説明はありませんでした。今回の申請については説明されているのでしょうか。

7 環境基本計画について

町の環境保全条例第5条の2に環境基本計画を町長が定めなければならぬとなっていますが、定められていますか。また、第64条に審議会いわゆる専門家が集まって、町長から諮問を受けて回答する組織についてがありますが、審議会は現在発足していますか。

この発電所はかなり環境負荷がかかる施設だと思いますので、役場の体制ができているかをお聞きしたいと思います。

以上7点でお願いいたします。また、回答に合わせて意見をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 7点ほど質問がありました。町への質問もあるようですが、分かる範囲で事務局より回答をお願いいたします。

事務局 ご質問ありがとうございます。こちらで分かる範囲で情報をお伝えいたします。

	<p>は、海外でいう登記簿のようなもので、その方が間違いなく代表であることを確認しております。</p> <p>資金計画の資金については、そのようなもので確認をさせていただいております。</p> <p>3番目の中長期的な計画につきましては、事業計画書とですね。少しお待ちください。手元に資料はありますが見つからないです。</p> <p>発電のシミュレーションは、バイオマス発電ではないですが、太陽光発電の時には出していただいているが、25年の計画だったと思います。この事業のシミュレーションについては、一応いただいております。</p> <p>4番目の水の問題につきましては、説明会と同じ内容のものですので説明を受けていると思います。</p> <p>こちらでいただいている資料には、灰の混ざった水などについては、発電所内の調整池に3日間くらい溜めて、その後フィルターを通して排出されるということになっています。</p> <p>5番目の騒音問題に関しましては、少し時間をいただいてもよろしいですか。書類が多いので探すのに時間が掛かります。</p>
議長	<p>強矢推進委員さんは25日の説明会に行かれましたか。その時は7番目は質問されましたか。</p>
強矢福司 推進委員	<p>その時は別の質問でした。説明会で出された事項があまりにも多くて私1人の能力では限界を感じたわけです。その後、役場に行って調べたり、いろいろな方に相談した結果、このような質問事項が出てきました。これは非常に難しい案件なので、当日は質問出来ませんでした。</p> <p>今回質問させていただくのは、ある程度の事項と町に対する問題もありますので質問させていただいております。</p>
議長	<p>会社の方に質問をしていただければ回答は出ると思いますが、事務局では分かる範囲の回答になると思います。その辺の部分はよろしくお願ひいたします。</p>
強矢福司 推進委員	<p>はい。まだ意見がありますので、意見の時に申し上げます。町で回答いただける項目についてお願いいたします。</p>
事務局長	<p>事務局から2、3、4について分かる範囲で回答させていただいたと思いますが、5番目の騒音についての回答は時間をいただいているところ</p>

ろだと思います。

6番目の火災予防の原因を究明することにつきましては、我々の方ではお答えする材料を持っておりませんので、ご理解をいただければと思います。会社の方に別途問い合わせしていただければ分かるかもしれませんというところでございます。

最後の7番目の環境保全条例に基づく環境基本計画が定められているか、審議会が出来ているかという質問ですが、今、事務局に住民生活課に確認に行ってもらいましたので、その点について回答させていただきます。

事務局

住民生活課に確認をしてまいりました。第2次ちちぶ環境基本計画というものです、令和5年度から令和14年度を見据えた計画の策定がありまして、1市4町で作っているものです。計画を定める会議が令和4年度中にあったということを聞いております。町単独では行っていないということの説明を受けました。

以上です。

事務局長

5番目の騒音に関してですが、説明会では現地で実際に測った音を皆さんに説明していたと思いますが、まだ稼働をしておりませんので、実際にこの程度の音が発生するか町の方でも分かっておりません。説明によるとチップにするのも発電するのも建物の中ということなので、ある程度の音量を押さえることが出来ると思いますが、実際に測っているわけではないので、我々としては、騒音に対する回答を持っていないというところでございます。

事務局

5番目の騒音問題に関しては、こちらでいただいている資料には、粉碎機の方は騒音規制法による特定施設となりますので、騒音の規制の基準を遵守していきますという内容と他のものにつきましても規制の基準以下になるように努めますということで文書をいただいております。

以上です。

議 長	1から7まで分かる範囲で答えていただきました。
強矢福司 推進委員	<p>お答えいただきましたが、すぐにお答え出来ない状況にあると思います。意見としますと、その前に1つ問題をクリアさせていただきたいと思います。</p> <p>本日、8番目の質問を用意しましたが、私の知り合いの〇〇〇〇さんに話をしましたら、今度の〇〇で質問をしますということでした。ここで私が質問をして産業振興課の課長さんから答えを聞いてしまうと、〇〇を軽視することに繋がるのではないかと思っています。農業委員会で先に8番目の質問を審議して良いかということで保留にしています。それでも構わないから質問をしてくださいというのであれば、質問をさせていただきたいと思いますが、その辺は後になります。</p> <p>私が感じているのは、業者さんが説明会で説明出来ていない、聞く側も全く分からぬ話でしたが、いただいた資料や話の中でこのような質問が出てきているわけです。是非、この判断を次回の6月25日の農業委員会総会まで結論を先送りしていただきまして、業者の方を呼んで説明をしていただきたいと思います。特に2番から6番については、〇〇〇地区と〇〇〇〇に住んでいる方にとってはとても重要な問題だと思います。その地域の方にお話を聞くと、地主さんに悪いから反対と言えないという人もいるわけです。関心が無いという若者もありますし、奥の地主だから気にならないという方もいます。農地を使って何かしてもらえば良いという方もいます。地元ではいろいろな不安がありますので、農業委員会で許可相当という決定をして権利を移転してしまうと、なぜ農業委員会は決めてしまったのですかというような話になると思います。農振除外についてもそのことを言われました。なぜ農振除外をしてしまったのですか。許可してしまったのですかという話なのです。</p> <p>この案件は、面積が〇〇、〇〇〇m²を超えます。利用目的はバイオマス発電所で、私たちには全く分からぬものが出来るので、慎重に審議をしていただければと思っています。先ほど質問した内容については、同意に関わる問題です。資料を配らせていただきました。表が農地転用許可制度の概要です。これは、農水省が出来る資料で、裏面がこの事業計画地のレイアウトです。この案件は農用地区域内の農地に該当すると思います。一番上の欄の関係です。右にいきますと原則不許可 例外許可がありますが、この案件は除外をしていますので、原則不許可にはならないです。下の方の第2種農地の扱いになってくると思います。</p> <p>立地基準では、第3種農地立地困難な場合等に許可となっていますが、</p>

非常に分からぬ説明です。

一般基準では、他法令の許認可の見込みがない場合は不許可となっていきます。他法令で認可しないという場合は許可出来ないです。現在この案件は、資源エネルギー庁の案件で、まだ申請は出していないというように説明会で聞いておりますので、申請を受理くらいしないと県も許可しないと思いますので、急ぎの案件ではないと思います。

関係権利者の同意がない場合も不許可となっています。これは質問が出来ないので、もし質問が出来れば質問しますが、同意がないと思います。許可出来ないということではつきりしないです。

周辺農地への被害防除措置が適切でない場合も不許可となっています。実際に農業を行っていないので問題は無いと思います。

農地の利用の集積に支障を及ぼす場合も不許可となっています。これは一般的に考えられないということです。

他法令の許認可がまだ先の話なので、この案件については、今回採決をしないで先送りしていただければ、私たちはこの発電所設置の申請をしている方に十分質問が出来ると思います。そのような時間をいただければと思っております。

もう一つ問題なのは、このガイドラインでは、説明会は事業者が説明をすることになっていますが、事業者の社長さんはお見えにならなかつたですし、社員もその方1人しかいないようです。お見えになっていないことで、説明会に出席した方からは、責任者が出席しない説明会ですかという意見を聞いています。

3番目が非常に重要な問題で、間伐材を燃料にするというバイオマス発電なので、間伐材が集まるかということです。それによって7割程度の稼働だと赤字になるので、この事業は失敗というような話も聞いております。間伐材を集めるのは非常に重要な問題だと思っています。2万トンの間伐材についてですが、以前、小鹿野町でバイオマス発電事業を行おうという方がいましたが、間伐材が集まらないということで止めたという話があります。事業計画はしましたが途中で止めている方もいらっしゃいます。町民の方には具体的に知らされていませんが、○○○○○で○○○さんがチーフとなってバイオマス発電所を造りましょうという話が過去において産業振興課の所掌でありましたが、挫折しています。各地でも材料を集めるのが非常に大変で、目的が実現しないです。間伐材が集まらないことを原因としないですが、事業者の方が来て、見込みがある計画を作っているということの説明をいただければ安心出来ますので、そのような機会をぜひ設けていただくようお願いいたします。皆さ

	<p>んにご理解いただいて次回の案件としていただくようお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>強矢福司推進委員さんからいろいろ質問等ありました。</p> <p>他に皆さんから質問等ございますか。</p>
事務局	はい。
議 長	はい、どうぞ。
事務局	<p>強矢福司推進委員さんからご指摘があった関係につきまして、事務局でいただいている資料の中に2点ありますので、説明をさせていただきます。</p> <p>経済産業省の許可ということでFIT認定の関係だと思いますが、あと農地転用が済めばという話で、経済産業省の方から伺っております。こちらは県を通して経済産業省の担当職員に確認をしている内容でございます。通常であれば順番が逆だと私は思いますが、そのような話が来ております。</p> <p>もう1点は木材の調達の計画ですが、各業者と協定書を結んでおりまして、書面の受け取りをしているという状況になっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	他にございますか。
14番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
14番委員	<p>思ったことを述べさせていただきたいと思います。皆さんからいろいろなご意見が出たところで、本当に多岐にわたっていろいろな懸念があることがよく分かりました。自分なりに整理してみましたが、大きく二つの枠に括れるような気がしました。</p> <p>一つはその会社の内容に関する懸念です。</p> <p>いろいろな懸念が出てきています。資本金が〇〇万円であったり、社員が〇名しかいない、4月25日の説明会にその社員や会社の代表が来</p>

7番委員	<p>分からない難しい問題なので、早急に決めることではないと思います。先送りをして十分納得した上で採決をするのであればしたら良いと思います。慎重にする必要があるのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にございますか。課長に聞きたいと思います。</p> <p>農業委員会として、強矢推進委員さんやいろいろな方から質問が出てきます。総会に一度来てもらって質問等をして、納得をしていただかないと皆さんがどうしたらいいだろうということになると思います。このまま採決をするということもありますが、聞きたい部分もあると思います。引き延ばすと言つては申し訳ないですが、1ヶ月先に送つても問題はないですか。ありますか。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。農業委員会総会で継続審議というのは、法律ではよろしいとはなっていないと思います。農業会議所というところに確認を取つてみましたが、望ましくないという回答で、許可か不許可のどちらかをという話をいただいてしまいました。決めるのは皆さんです。</p>
議長	<p>以前、〇〇でアパートを建てる時にいろいろな話が出て、人を騙すようなことをしてハンコを押してもらったというような話もされた中で採決をしたら全員反対でしたが、県で許可になったというようなこともございました。私は郡の会長会に行った時に振興センターの所長などに小鹿野町の農業委員会に悪いのではないですかという話をしました。</p> <p>なぜかといいますと、全員が反対の場合は、振興センターの方は東京から来るわけではないし、秩父であれば電話の1本くらいしたり、来てどうなっているのだろうと聞いて欲しいです。こちらが反対しても県でいいですよ、造ってくださいとOKを出すのであれば、ここで審議をする必要はないのではないかという話をしました。</p> <p>話は元に戻ります。この案件はどこの部分で先送りをしなければならないかです。地元で説明会をしている、地権者は賛成してハンコを押している、それでは、農業委員会に提出する資料のどこが不手際で延ばさなければいけないかです。いろいろ心情的なものもあると思いますが、事務局が先立つて農業会議所に電話で確認をした中で採決の話が出ました。どのような形の中で1ヶ月延ばすかということです。住民説明会等を行つて意見が出てきています。採決をして反対なら反対、賛</p>

	成なら賛成ということで良いかです。以前は全員反対でした。皆さんに賛成か反対かを聞いて良いかお聞きしたいと思います。
事務局	はい。
議長	はい、どうぞ。
事務局	<p>事務局として懸念すべきかなと思うのは、これが1ヶ月先延ばしすることで企業にとって不利益になるのであれば、農業委員会が訴えられるというような可能性もゼロではないと思います。</p> <p>企業としては、説明会を開いて、その中で質問がある場合はここに問い合わせてくださいというのを確か3週間だったと思いますが、それを示した上で申請を出してきているというところです。先延ばしは原則しない方が良いということでしたが、延ばすことで後で農業委員会が訴えられてしまうようなリスクがあるとすれば、皆さんに審議をしていただいて早く結論を出した方が良いのではないかという思いもあります。</p>
議長	分かりました。ご意見はございますか。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はいどうぞ。
強矢福司 推進委員	<p>事務局さんの方から農業会議に相談しましたら好ましくないということでした。事務局の田嶋さんの説明によると、訴えられたら困るということでした。逆に許可されたら、それに対して訴える人もいる可能性があるわけです。</p> <p>これは非常に難しい話です。そこまで事務局さんがお話をすれば、先ほど保留にした質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、私が配った資料の図面を見ていただきたいと思います。私は○○なので分からぬですが、ピンクで道路みたいな線が入っています。この上側は小鹿野町が造った農道です。農道がこの計画に取り組まれていますので、本来は同意をしなければいけないです。同意の書類が出ていますかということです。更に問題なのは、公図を見ていただくと○○○○番、○○○からすぐ入った所に一軒住宅があります。ここは完全に</p>

	<p>農道が通っているにもかかわらず未登記です。農道を造る時は、地域の方が小鹿野町に対して寄附申込書というのを出して、町が受け取って農道を造っていると思います。この案件は町の土地も許可をしてしまうのですかという話です。このような申請を事務局は受理して良いですかという問題に発展するのです。更に赤道、青道の払い下げの申請を小鹿野町は受理しているのでしょうか。この2点について明確にお答えください。重要なことです。</p>
議長	事務局長より回答をお願いいたします。
事務局長	<p>はい。質問の農道と赤道、水路についてお答えさせていただきます。農道が確かに横断しております。ご指摘の通り未登記の農道でございます。業者とのやり取りの中では、この土地は、契約は既に地権者と業者でされているわけですが、権利が移動した段階で分筆をしてもらって、この部分は町に寄付していただくというような話で合意をしております。赤道、水路の払い下げにつきましては、建設課と協議をして終わったと思いますが、この申請については、現時点では出ていないと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局長からお話をありました。
強矢福司 推進委員	<p>事務局長から回答をいただきました。</p> <p>過去には分筆がしていないので農振除外はやむを得ないという案件がありました。実際には、その方は家庭の事情で分筆が出来ないです。今でもそこは農振除外をしてもその後の農地転用の申請が出来ないままになっています。過去にあった案件です。申請地を確定することは大事なことです。分筆をしてから申請を受理すべきだと思います。私もつらい話ですが、過去にいろいろな問題があつて事務的に約束したことがありました。それは〇〇平米という道路の問題です。建設省はこれは駄目です。絶対にこのようなものは許さないです。と言うので、県有地と民間事業者との交換が成立しなかつたという事例です。</p> <p>ですから、相手が分筆をしてから受理するべきだと思っています。分筆をしないで受理すると後になってしまってそのまままで、結果的には分筆をしないままになってしまう可能性もあります。分筆した時点で本来は受けるべきだと思います。</p>

	<p>先ほどの延ばすという問題になりますが、延ばすのは好ましくないではなくて、基準にあつた事業をするために延ばしたのですということになると思います。2点ともそのようなことでご理解いただきたいです。</p> <p>赤道については、私も過去にいろいろしていますが、申請を受理した時点で払い下げをして登記が完了していなくても良いというのが行政の考え方です。県も農業会議も同じ考えだと思いますが、払い下げが完了しなくても払い下げの申請書を行政長が受理した時点で許可相当ということになると思います。その時点が少し矛盾しているので、こここの部分を町でしっかりとしていかないといけないと思っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>先ほどから申しますが、住民説明会はしております。事務局から説明がありましたら、何週間までに質問のある方はしてくださいというのも出しているようです。これで農業委員会総会を1ヶ月延ばした場合、その会社を呼んで説明を受けて農業委員会が納得して、賛成か反対かを取るかどうかです。いろいろな意見がある中で、全員が賛成というわけにはいかないです。第5条で家を建てるからということで全員賛成という部分もありますが、反対か賛成か、どのようになるか分からぬですが、資料等が揃っている以上は先延ばしにする必要はないのではないかと思います。</p> <p>以前、農振除外の現地確認に辞職した委員さんと一緒に行った時に出てきた案件です。その時に私と委員さんで住民説明会をしていただきたいことを話しました。その部分でかなり前から携わっています。</p> <p>今回、資料が揃って出てきた中で、いろいろな質問があったと思いますが、その前に農振協議会で除外をしているわけです。もう少し早く質問が出ても良かったと思います。農振協議会の総会の時に会社の方に来ていただいています。今回が初めての案件ではなく、除外申請の時から出ている案件です。採決をさせていただいた方が私は良いと思います。採決すべきではないかと思います。</p>
4番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
4番委員	採決すべきか否かを採決するという方向は出来ないでしょうか。

事務局	<p>基本的には書類が足りない場合でも不許可という形で県に出す形になってくると思います。こちらは事務局なので、皆さんで決めていただけば良いです。</p>
議長	<p>ここで採決をするかしないかを採決しても良いですが、1ヶ月後までの間に農業委員会が何をその会社とするかです。書類が揃っている中でどのようにするかです。反対の意見かいいろいろある中で聞いてみるだけに過ぎないということにもなります。地域住民が賛成の中で出てきているということだと思います。地権者も大勢います。採決をしないという理由はなかなか難しいのではないかと思います。</p> <p>人を騙して書類が作られて、申請が出てきたというのであれば延ばした方が良いのではないかということだと思います。出てきた書類の中に不備があるかという部分で事務局に聞いていますが、初めてで、これだけの案件ですから、県にもいろいろな話をして相談をしていると思います。1ヶ月延ばしたとしても採決はしなければならないと思います。</p>
強矢福司 推進委員	<p>私は先ほども言いました。許可基準の一般基準の中で、一番上の丸のところの2段目に関係権利者の同意がない場合等は許可出来ないというようになっています。事務局は揃っていると言いますが、口約束で揃っているかということです。あるいは協議中で揃っている。と言っているかです。基本的に許認可をする場合、日本では書面主義です。農道の問題については、書面では解決していないです。口約束であれば、町長と事業者が協定書を結んで、このようなことをしますということになっていれば、私は書類が揃っているというように理解出来ます。現時点ではそれが無いので許可出来ないです。払い下げについては、建設課と協議をしていますが、協議だけで申請が受理されていません。書面主義なので、申請を受理した収受印があるものを添付します。このようにして通常は審査を行っています。</p> <p>農業会議にそこまで聞いて、書類が揃っているというのであれば、私は農業会議の方とゆっくり話をさせていただきたいと思っております。書面で揃っていないものを許可するというのは、私は納得出来ません。この申請を受理したこと自体がおかしいと思っています。</p> <p>ですから、本来議題でないものが議題になっていると私は思っております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	先ほど言っていました赤道の部分ですね、
強矢福司 推進委員	農道もです。
事務局	はい。
議 長	はい、どうぞ。
事務局	農地転用の関係の相談は農業会議ではなく、農林振興センターになります。県です。出してほしいという書類は一通り揃っているというところでございます。
議 長	農林振興センターの方だそうです。農業会議所ではないそうです。
強矢福司 推進委員	今言っている書類については相談をしてあったのですか。
事務局	こちらにつきましては、農振除外の時から相談をしている箇所になりますので、相談は出来ているものと感じております。
強矢福司 推進委員	書類が足りないです。そこが大事です。
事務局	一般基準を満たしていないということであれば、不許可になるというところだと思います。
強矢福司 推進委員	許可出来ないですね。
事務局	はい、不許可です。
強矢福司 推進委員	許可基準で同意がないと許可出来ないです。
事務局	不許可です。

強矢福司 推進委員	それで許可をすると前回の二の舞いになるのではないですか。なぜ町は急ぐのですか。
事務局	特に私の方では何も無いので、皆さんで審議をしていただければ大丈夫です。
議長	ご意見はいかがでしょうか。 重要な会議です。同じ方だけのご意見ですので、2番委員さんの方から1人ずつご意見を話していただけたらと思います。
2番委員	私の意見は、今すぐ賛成か反対か採決を取って良いと思います。私は賛成です。理由は、農振除外も許可になっておりまし、以前事業者の方が来て、そこで説明を受けたわけです。その時にも水質の関係と騒音の関係は質問しました。それについては、責任を持って対処するということでした。その後の説明会は行きませんでした。所有者の方たちからハンコをもらっている以上は、私は決定してよろしいと思います。
議長	1人ずつご意見をお願いいたします。
事務局長	ここで暫時休憩いたします。再開は3時とします。
議長	それでは、全員揃いましたので再開させていただきます。 6番委員さんからご意見をお願いいたします。
6番委員	私は議案については賛成です。
12番委員	私は細かいことはあまり分からぬですが、今まで農業委員会としてある程度意見を出して、これだけの時間が掛かってきたわけです。道のことについては、細かいところを良い、悪いと言うのではなく、道の方の意見を出すところがあると思います。農業委員会というのは、農地のことで良い、悪いを判断するというように思います。一通りの流れから見ますと、私も賛成というように考えております。 以上です。
黒澤八重子	私はとても難しい内容だと思いました。どこまで自分がこのことにつ

推進委員	<p>いて理解しているのだろうかと思いながら皆さんの意見を聞いていました。強矢推進委員さんからいろいろお話をありがとうございましたが、これだけいろいろな心配事や質問がある中で、私は採決することには正直反対です。</p> <p>これだけの質問があるのであれば、また答えていただくと問題がクリアになります。この時点では先延ばしということになりますが、もう少し時間を掛けていただいて、その時点で私は判断出来るといいなという考えです。よろしくお願ひいたします。</p>
増島敏雄 推進委員	<p>私はこの件について、以前現地確認をさせていただきました。地権者の同意を得て書類が出たり、話し合いが出来ていると思いますので、賛成いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
3番委員	<p>私もこの間の説明会に行っていなかったので、細かい意見が分からぬいですが、地主も全員が所有権と地上権で了解をしているようです。もう少し詳しいことが知りたいと思っていますが、実際、延ばしても意見は聞くことが出来ても結果的には変わらないと思います。騒音や水処理等、細かいことについては、実際に稼働してから規制法や役場の指導等で変えていくより他にないと思いますので、このまま採決をしても仕方がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
7番委員	<p>非常に難しい問題だと思います。説明をしましたという説明をしても、納得する説明でないといけないです。説明し尽くすことはないと思います。</p> <p>私は勉強不足でよく分からないです。発電所を造りたい方は良いことは言います。弊害については言わないと思います。</p> <p>ですから、徹底的に調べてから結論を出すべきだと思います。出来てしまってから、もう出来てしまったから仕方がないですとなれば、よく調べないで許可したのですかと言われると思います。非常に残念に思いますので、慎重に行った方が良いと思います。</p> <p>以上です。</p>
13番委員	<p>私の意見としては、農振の除外を1回見送っている事案です。今年の5月に農振除外の許可が下りて今回に至っているわけです。その間にも業者を呼んで説明会を行っているわけですし、これを先送るという理由は無いと思います。この事案に私は賛成します。</p>

	以上です。
強矢武夫 推進委員	私としては、例えば、排水の温度をどのぐらいに設定するか等、いろいろ質問をしてみたいところはありますが、問題が起きたらその都度協議をして解決するという約定を文章で取り交わせたらよろしいのではないかと思います。 以上です。
4番委員	私は先ほどから言っているように、この案件はもう少し皆さんで考えて、1回保留にした方がよろしいのではないかと思っています。
9番委員	この間の説明会は行けなくて、いろいろな話が聞けなかつたのですが、元々この計画は、私の考えとしては賛成出来ないという思いです。地権者の方の同意があるということで、それは仕方がないと思いますが、今回の採決をするか否かについては、一応採決は取っても良いと思っています。私の意見としては、この計画には反対ということは変わらないです。
14番委員	採決するのに賛成か反対かということでしたか。
議長	ご意見で大丈夫です。
14番委員	自分の意見で良いですね。そうでしたね。先ほど喋らせていただきましたので結構です。
議長	何人かの方に意見を言っていただいていますが、順番ですのでお願いしたいと思います。
14番委員	また喋らせていただくということでよろしくお願ひいたします。 皆さんのお話のやり取りをお聞きして、私は先ほど会社の事業内容や会社本体そのものに対する懸念があるという一つの大枠を示しました。その次にもう一つの大きな枠として環境保全に関する懸念があるということで、大きな二つの捉え方をしたのですが、その後の議論を聞きますと、農道の話が8番目の質問項目として浮かび上がってきています。その問題は、実は結構見逃せない一番大きな問題なのではないかと思い始めております。

	<p>私は農道のことは全然門外漢だったので、非常に勉強になりました。ただ、勉強になると言っておきながら、全部理解出来たか分からないですが、少なくとも私の理解の範囲内では、会社側の申請が出ていない、提出書類が無いということだとしたら、事務局側は一応揃っています。会社側の説明や必要な提出書類は揃っていますとおっしゃっていても、実は揃っていないのではないかでしょうか。このような事案は、前に進めとはいえないと思います。法的に見ても前に進めてはいけないのではないかというように、8番目の質問項目に関しては思いました。</p> <p>以上です。</p>
入澤節子 推進委員	現地確認の報告で、現地に行って来て大丈夫だと思いますと言ったのですが、まさかこんなにいろいろな問題があると思わなかつたです。私としては、よく分かりませんが、賛成にしたいと思います。
5番委員	説明会に行っていません。少し不安もありました。28筆の地権者の方は、不安があったら多分OKしないと思います。このまま採決に移って良いと思います。私は賛成です。
強矢福司 推進委員	私は、先ほどの2番から6番までの項目について、もう少し深掘りしたいと思います。私は、バイオマス発電所を建設することは賛成です。ただ、事業者さんがどのようなことをするのか確認してから賛成しないと、私は、〇〇〇が地元なので顔が立たないです。お答え出来る形にしたいです。ですから、事業者の方に確認させていただいて前に進みたいと思っていますので、今回は、採決をするかしないかを採決していただくのは結構だと思いますが、先延ばしにしていただければと思います。
市川和男 推進委員	お世話になります。私は、農業委員会になって現地確認を行った時に、この場所が初めての現地確認になったのでよく覚えています。その時に立ち会った事業の担当者から丁寧に説明をしてもらったのをよく覚えていいます。

私としては、先ほども話に出ていましたが、農業の畠に関しては意見をいろいろ言っても良いと思います。それ以外の事業に関しては、別の部署になると思います。農道に関しても建設にしても環境関係にしても役場の違う部署が何かあれば事業所とやり取りをしてくれることであつて、既に農振除外をしてしまったことですし、会長もおっしゃっていました。

	<p>したが、1ヶ月延ばしたところでその1ヶ月の間に何をするかということが問題になってくると思います。私の意見としては、とりあえず賛成ということで良いのではないかと思っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんに一通りご意見を言っていただきました。これだけの案件ですから、多くの皆さんに一言でも話をしていただけたらと思いました。</p> <p>事務局からは無いですね。</p>
事務局	はい。
議長	<p>それでは採決に移ります。採決には、委員の皆さんのお願いしたいと思います。</p> <p>日程第3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（番号4 1件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの举手をお願いいたします。</p> <p>（賛成多数 賛成6人 反対4人）</p>
議長	それでは、農業委員出席者の過半数を超えており、農業委員会として許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年11月申請分について (6件) 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(1) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年11月申請分についての説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年11月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号2 譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請につ</p>

	<p>いて審議されたい。令和5年11月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 申請者、申請地、事由等は議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年11月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号2 譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号3 譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>以上が6ヶ月前、令和5年11月総会での申請内容となります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
7番委員	<p>6ヶ月後の現地確認の報告をさせていただきます。私と推進委員の入澤さん、事務局の田嶋明弘さん、戸田さんの4人で令和6年5月21日に現地確認をさせていただきました。</p> <p>議案第25号の番号1については、未利用で雑草が生えている状態でございました。</p> <p>番号2については、2ヶ所あります。1ヶ所は栗の大木と雑草が生えておりまして、もう1ヶ所は茅などの雑草が生えている状態で未利用でございました。</p> <p>続きまして、議案第26号です。こちらは、住宅の進入路で着工中でございました。</p> <p>それに伴いまして、議案第27号の番号1で自己用住宅を新築するという申請でした。着工はしておりますが、完成しているか分からぬ状況でございます。</p> <p>続きまして、番号2です。こちらは、駐車場にするということで、ほとんど出来ておりました。着工中ということでございます。</p> <p>続きまして、番号3です。こちらは、自己用住宅用地ということでございますが、未着工の状態でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	最後の番号3については、未着工という報告でしたが、少しは進んで

	いますか。
事務局	説明いたします。私は11月の時は確認をしていませんので比較は出来ませんが、今回見た限りでは、何も手を付けていない状況でした。
議長	6ヶ月が経過しました。住宅を建てるということでしたので、農業委員会として話をしてください。どのようになっているか確認をお願いいたします。畑に栗を植える話とは違いますのでよろしくお願ひいたします。
議長	続きまして、その他に移ります。 事務局よりお願ひいたします。
事務局	本日追加で配布をしました資料について、ご説明いたします。 窓口にて届出のあった書類の報告となります。
	報告2 農地法施行規則第29条第1項該当により届出があったもの 令和6年5月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸 こちらの施行規則の説明からさせていただきます。 農地を農地以外のものへ転用する場合には、農地法に基づく許可が必要になりますが、農地転用の制限の例外として、耕作を行ううえで必要な農業用施設であり、転用面積2アール（200m ² ）未満のものを設置する場合には、事前に農業委員会へ届け出るという内容となっております。 届出者、届出地は議案書記載のとおりです。 届出地は、畠 1筆 面積○, ○○○m ² のうち○○. ○○m ² 事由は、届出者所有地で、自らが耕作している農地に、農業用トラクター及び作業用具等の保管、収納のための農機具庫を建設するためとなっております。6月中旬頃を予定しております。 追加資料についての報告は以上となります。
議長	事務局から他にありますか。
事務局	連絡になります。 埼玉県農業会議より令和6年緑の募金の協力依頼があります。賛同いただける場合は、7月31日までに事務局で取りまとめて振り込んでく

	ださいということですので、賛同しますかというところになります。
議長	毎年協力依頼はありますか。
事務局	毎年依頼はあると思います。昨年募金をしているか調べて来ていません。
議長	私は区長をしています。広報にもお知らせが載っています。各地区で人数の割り当てがあり、1口100円を産業振興課の窓口まで届けてくださいというものが各区長に届きます。その部分ですね。
事務局	農業会議から農業委員会宛ての依頼です。
議長	農業委員会として緑の募金をお願いしたいということですね。
事務局	その通りです。
議長	農業委員会の通帳の方から出していただくというのはいかがでしょうか。皆さんから集めている10,000円があります。人数分×100円をその中から出していただいて、報告だけしていただければ良いと思います。毎年そのようなことで報告だけしていただけば良いと思いますが、いかがでしょう。
	(良い。の声)
議長	そのようなことでよろしくお願ひいたします。
事務局	残金を確認しまして、対応出来るようでしたらそのようにさせていただきたいと思います。厳しい場合は、次回の通知の時にお願いするかもしれませんのでよろしくお願ひいたします。
議長	皆さんから何かございますか。
	(無し)
議長	今回から資料につきまして、事務局が総会で譲受人や譲渡人の氏名等

を朗読しませんので、次の時も資料が届きましたら、その辺の部分は各自でよく見ておいてください。分からぬ部分は、事務局に前もって電話なり確認をしていただくことでお願い出来ればと思っております。

それでは、長時間に亘りまして大変ありがとうございました。議長の席を降ります。ありがとうございました。

事務局長

大変長時間に亘りまして、農業委員会総会はお疲れ様でございました。次回の農業委員会総会でございますが、令和6年6月25日火曜日の午後1時30分から議場となっております。皆様のご出席をよろしくお願ひ申し上げます。

以上で令和6年第4回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。